

「6.12デッチあげ事件」第12回公判

佐々木検事に就いて証言の深見綾部

証人 深見綾部
弁護側

11月25日、「6・12デッチあげ事件」第12回公判が千葉地裁に於て開かれました。公判は、前回に引き続き労働千葉・深見証人に対する検察側反対尋問と綾部証人の主尋問および反対尋問が行われました。例の如く、唐突な質問を浴びせて証言をかく乱させようとする反動検事佐々木の策謀を、両証人のき然とした態度により完ぺきに打ち破りました。

権力との一体化深める「本部」革マル

何度でも言うように、「6・12事件」の核心は、百パーセント動労「本部」革マルによるデッチあげであるということです。

動労千葉は、革マル反動分子の組合私物化による動労の変質を糾し、動労大改革を訴え、一九七九年三月に分離・独立を勝ち取りました。動労「本部」革マルは、のべ3万人以上の全国動員と数億円にのぼる組合費をつぎこみ、あげくは当局を使った処分攻撃などありとあらゆる組織破壊攻撃を加えながらもわが動労千葉の団結と闘いを崩すことはできませんでした。窮地に立った彼らは、ついに、警察権力にデッチあげタレコミ弾圧を要請するという、労働者・労働組合として絶対に許されない卑劣な手段に訴えたのです。

すなわち、先に千葉局より仙台局に一時派遣されていた組合員の千葉への帰任に介入し、一九八一年六月十二日、革マル分子嶋田誠らを使って、暴力事件になるものをデッチあげ、船橋警察署にタレコミ、告訴したのであります。

深見証言に、ふてくされて沈黙する検事

公判では、深見証人のき然とした証言になすすべもなくなくなった反動検事佐々木が、深見証人の「視力は0.6か0.7ぐらいだが、昼間は乗務中でも眼鏡をかけない」との証言をとらえて、「証人は勤務規程に違反している」という点のみをことさらにとり上げてかみついできました。つまり、検事側に不利な証言があいついだ事にいらした佐々木はヤケクソ的に「乗務員は視力1.0以下の場合には眼鏡をかけなければならない」との規程を守らない証人は不面目な人間である、従って、その証言の信用性はないのだ、という印象のみを裁判官にあたえておこうという程度の悪い苦肉の「作戦」のつもりだったようです。

佐々木の低水準のクドクドしい尋問のくり返しに大

口弁護士から異議が出され、裁判長からも制止されたにもかかわらずくり返し、裁判長から再度「視力の問題はその程度にして(先へ)進めて下さい」ときつきたしなめられ、ぶ然とした表情でふてくされてしまいました。しばらくは黙りこんでしまいう始末でありました。

綾部証言に、うちのめされ、舌打ち・わめきちらす反動検事佐々木

続いて立った綾部証人に対しても佐々木は検察側不利の証言しか出てこないことにあせり血迷って、なんと「証人は、手を出したことを忘れる程、興奮していただんではないのか」などと、さも証人が暴力をふるったかのようなデタラメなきめつけの暴言をはき、激しい抗議をうける一幕もありました。佐々木は、綾部証人が証言するたびにいら立って舌打ちをくり返し、ついには自分が興奮して大声で当りちらし、弁護士から「証人を威嚇するような検察官の態度は遺憾である」と抗議され、またまた裁判長から注意される始末でした。綾部証人は、6・12当日「本部」側が帰任者一名を囲いこんで現れた事、又、動労千葉の側からの暴行の事実など無かったことをきっぱりと証言しました。

デッチあげを粉碎し、完全無罪獲得へ

公判終了後、教育会館にて総括集会をもち、被告団を代表して吉岡津田沼支部書記長から「勝利への突破口は切り開かれていく。完全無罪・勝利へむけ、更に強敵を追いつめていこう」との決意をうけ、終了しました。公判は次回よりいよいよ「被告人尋問」に入ります。これまでの検察側証人の「証言」においてさえも「三被告が暴力をふるっていない」という事実が浮きぼりにされてきており、今回の弁護側証人尋問でも更にその核心がうち固められました。次回公判からは、組合我々の側からの全面総反撃「ダメ押し」の追撃となります。12月21日、13時、次回公判を闘いとります。

1982年度第2-四半期 会計監査おこなわれる

11月9日、動力車会館において1982年度第2-四半期会計監査が実施されました。以下の「報告書」を掲載します。

国鉄千葉動力車労働組合
会計監査員 高石正 博功三
会計監査員 庄司重
会計監査員 小幡重

会計監査報告書

1982年度第2-四半期会計監査は、規約第47条の定めるところにより会計監査を実施した結果、金銭、帳簿に不正に基く事実のないことを確認し、下記の通り報告します。

記

1. 監査期日 1982年11月9日
2. 監査場所 国鉄千葉動力車労働組合本部事務所
3. 監査項目
 - (1) 予算執行の適否
 - (2) 経費支出内容の適否
 - (3) 物品購入価格及び方法の適否
 - (4) 消耗品使用の適否
 - (5) 財産及び備品管理の適否
 - (6) 現金及び預金の確認
 - (7) その他必要と認める事項
4. 確認事項 1982年11月9日現在の預金、現金、証券類の確認
5. 意見 1982年度第2-四半期会計監査を実施した結果、現金、証券、帳簿類及び領収書の整理状況は良く整理されており、不正にもとづく事実のなかったことを証明します。
 - ① 会計監査のたびに指摘してきました各支部よりの領収書類については、努力が見られ良く整理されていきました。
 - ② 各支部の組合費の納入状況は、良好であり、これからは秋闘、春闘といそがしくなりますが、いまの状態を維持できるよう関係役職員の努力を心から望みます。

以上

団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！